

声をあげよう！ 仲間を広げよう！ 人間らしく働く権利の確立をめざして！



パート・非常勤部会ニュース No. 14

大阪市北区錦町2-2 国会会館1F 大阪労連パート・非常勤部会

2010・8・19

JMIUダイキン工業支部結成



8月7日（土）午後3時から堺市民会館において、JMIUダイキン工業支部結成大会が開催されました。

ダイキン工業は07年12月に大阪労働局から「偽装請負」の是正指導を受け、08年3月に堺製作所で働く請負労働者389人を直接雇用しましたが、2年半を限度とする有期間社員にしました。今年8月末に、有期間社員215人を期限切れで大量解雇しようとしています。結成大会で、村田弁護士は「この闘いは2つの意義がある。①は偽装請負の企業責任。04年、

製造業解禁と抱き合わせで派遣法に直接雇用申し入れ義務が入った。直接雇用申し込み義務は強行法で基本的には期間の定めのない契約の書式だった。06年末、NHKがワーキングプアを放映し、07年、松下プラズマ判決、08年秋、派遣切りが横行し、厚労省も直接雇用の通達を連発した。ダイキンは派遣法の手続きを全くやっていた。本来の派遣先企業がどこまで責任を取るのかを問う意義。②は、有期契約の更新を際限なく繰り返してはならないという法、判例が今はない。実態として期間の定めのない契約であるにもかかわらず、2年半で有無をいわず切ることに対する雇用主の責任を問う。労働契約法16条は『解雇は客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする』としているが、期間の定めのある契約は『雇い止め』で終了する。同視できる労働者が簡単に首切りされている。有期を悪用する企業に『待った！』をかける意義がある」と挨拶しました。参加者からは「リーマンショックを生き残った人たちで、不況ではなく、仕事はずっとあって、引き継ぎ要員を入れて、切っている」「すべての労働者にとって自分の問題。期間の定めのない労働者も雇用主は契約責任をまぬがれるようになる」など、激励が続きました。

4人の決意表明

- ☆ 4人は10年以上働いてきた。人権無視。最後は自己都合にさせられた。人権を守るため頑張る。
- ☆ 組合はピンとこなかったが、集まってくれて力強く思う。
- ☆ 有期を繰り返したくないし、他の人にも味あわせたくない。
- ☆ 他人を守らなければ、自分も守れない。

16日（月）にはダイキン工業に組合結成を通告。雇い止めの撤回を要求し、団体交渉を申し入れました。ダイキン工業は「団交は受けます」と回答しています。

パート・非常勤・ヘルパー集ろう！

8月4日（水）の夜、中会議室において「パート・非常勤・ヘルパー集まろう！」が開かれ、22名が

参加し、軽食を取りながら、2グループに分かれて全員参加のしゃべり場となりました。参加者からは、「こんな交流をもっと続けて欲しい」という声が出され、好評でした。

～「パートは本当に使い捨て！」交流会での声～

○ヘルパー労組を立ち上げて、これまで、ボーナスが寸志だったが0.7ヶ月となり、金額が明確になった。金額1～2万→7～9万に。組合員が最近7人増えた。
○事務といっても重たい荷物も運んでいろんな仕事をしている。入った時から同じ仕事をしていて17年目になるが、97年からベースアップがない。団交で要求しているが、「1年目と経験の差はない。」と経営者から言われ、とても腹がたった。



○来週から再雇用になる。仕事内容は何も変わらないが、時給は932円から800円になり、祝日手当などの手当もなくなる。

○パートリーダー制が出来て、人間関係がギクシャクしてきた。店舗の業績が悪く、パートリーダーにも大きく責任がかけられている。

○ディケアで働いているがほとんどがパート。時給850円、1日7時間働き、週に4日か5日勤務。気持ちが豊かでないと余裕がなくてとともしんどい仕事。些細なことでいざこざが起きる。資格はないが、資格があっても時給880円。送迎、入浴、遊びなどシフトで組み込まれる。

○公立保育所の給食を作っている調理員。6月に民営化方針が出され、H22年以降は完全に民営化される。今、署名に取り組んでいる。働く時間は一緒だが休暇、昇給など雇用形態による差。

○店舗パート採用に応募し今、研修中。3ヶ月の試用期間は時給780円。1年目は労働時間も短い。2年目は年収103万円までで雇用保険加入、3年目は年収130万円以上で社会保険に加入できる。パートは本当に使い捨て。その時間に来なければ「さようなら」。ダブルワークが多い。

○機械に人間が使われて、走り回って仕事をしている。汗だくで必死に仕事。20年勤務して時給936円。退職金は30年勤務で70万円。コストだけ考えている。パートは使い捨て。

○契約更新のために試験をする。交渉をしてやめさせたが来年、又、「試験をする」と言っている。

枚方非常勤裁判、実態に即した公正な判決を！



昨年10月に大阪地裁は「枚方市に働く非常勤職員は、仕事の実態などを見れば『常勤の職員』にあたり、一時金の支給は当然」としましたが、「給与条例での『規定の仕方が不十分』などとして、退職金、一時金を返還せよ」という不当判決を下しました。「枚方市非常勤裁判をたたかう会」は9月17日の高裁判決に向けて、「できる限りのことをしよう！」と新たに署名・ハガキに取り組み、毎週水曜日に要請行動、月に1回高裁前での宣伝行動に取り組んでいます。

8月9日(月)も、午後12時から24名が参加をして宣伝を行い、13時から個人署名3,479筆、団体署名77筆、ハガキ303枚を提出し、要請を行いました。